

【施設使用料改定一覧表】

施設名	施設区分	現行の条例使用料（円）	改定後の条例使用料（円）	担当部署 問い合わせ先
佐田総合資源リサイクル施設 ☎85-2345	家畜糞尿	6トン車 1台につき 14,665	最大積載量6.5トン以上の市長が定める車両 1台につき 14,700	農業振興課 ☎21-6582
		2トン車 1台につき 6,285	最大積載量2トン以上6.5トン未満の市長が定める車両 1台につき 6,300	
			上記以外の車両 最大積載量100kgにつき 400	
宍道湖市民農園 ☎21-6582	農園1区画	月額 1,100	月額 1,600	農業振興課 ☎21-6582